

第201500084865号
平成27年8月31日

(別記海区) 漁業調整委員会長 様

鳥取海区漁業調整委員会
会長 田口 勝蔵平成27年度(第43回)全国海区漁業調整委員会連合会
日本海ブロック会議の開催について(通知)

このことについて、下記のとおり開催いたしますので、貴職及び担当職員の出席を賜りますようお願いいたします。

また、出席者につきましては、事務局から事前に照会させていただいておりますが、変更等がありましたら、10月2日(金)までにお知らせください。

なお、2海区以上ある道県につきましては、お手数をおかけして申し訳ありませんが、連合海区等にて各海区のとりまとめをお願いします。

記

1 開催日時 会議 平成27年10月27日(火) 14:00~17:00
視察 10月28日(水) 8:30~12:30

2 会議開催場所 ホテルモナーク鳥取
鳥取県鳥取市永楽温泉町403 TEL 0857-20-0101(代)
<http://www.hotel-monarque.jp/>

3 視察場所
① 鳥取・賀露港鮮魚市場「かろいち」、とっとり賀露かにかっこ館
② 鳥取砂丘・砂の美術館

4 宿泊場所 各自で手配いただきますようお願いいたします。

5 その他連絡事項

議案要望等の会議資料様式については、各海区事務局に暫定版を電子メールで配布させていただきました。正式な様式については9月上旬に配布出来るものと見込んでおります。様式の締め切りは9月末日とさせていただく予定です。期間が短く申し訳ありませんが、暫定版にて資料の準備を進めていただくようお願いいたします。

平成27年度全漁調連日本海ブロック会議 事務担当

鳥取海区漁業調整委員会事務局

担当：太田・難波・蟻坂

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220番地

TEL 0857-26-7318 FAX 0857-26-8131

E-mail: oota-t@pref.tottori.jp

(別紙)

平成27年度(第43回)全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議 日程表

1 会議 平成27年10月27日(火)

於) ホテルモナーク鳥取

鳥取県鳥取市永楽温泉町403 TEL 0857-20-0101(代)

<http://www.hotel-monarque.jp/>

13:30	受付開始
14:00	開 会 1 議 事 (1) 平成27年度要望活動の結果について (2) 平成27年度要望活動結果に対する意見について (3) 平成28年度要望事項について (4) 開催県からの情報提供 (5) 次期開催地について
17:00	1日目終了
(18:00)	情報交換会 (会費 8,000円) ホテルモナーク鳥取

2 視察 平成27年10月28日(水)

鳥取市内の水産関係施設 他

8:30	ホテルモナーク鳥取 1階ロビー集合(バスで移動)
9:10 10:20	鳥取・賀露港鮮魚市場「かるいち」 とっとり賀露かにっこ館
10:40 11:40	鳥取砂丘・砂の美術館
12:00頃	鳥取空港 解散
12:30頃	JR鳥取駅 解散

昨年度の提案

平成27年鳥取各要望事項（案：平成26年度ブロック会議提出）

鳥取海区漁業調整委員会

新規要望	○継続要望
議 題	日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域における漁業秩序の確立並びに新日韓漁業協定関連漁業振興対策事業の継続実施について
<p>提案理由、要旨等</p> <p>日韓暫定水域について、民間漁業者間での協議により、平成21年に初めて暫定水域内において日韓両国で海底清掃を実施したが、沖合底びき網漁業関係者においては、平成22年に浜田沖及び隠岐北方の暫定水域について協議が決裂し、22年以降は同水域内での海底清掃は実施できていない。</p> <p>こうした中、現在まで協議を重ねているが、大きな進展が望めないことから、本県漁業団体は、民間主導による交渉は既に限界と認識している。</p> <p>一方、双方の排他的水域での操業条件、違反操業の取締り、暫定水域における資源管理等については、継続して両国政府レベルで協議が行われ、国も暫定水域周辺における違反操業に対する取締りを強化しているものの、韓国側の違反操業は多発している。</p> <p>については、協定締結から10年以上経過した現在でも、暫定水域内の漁場荒廃・資源悪化が続いているため、暫定水域内の放置漁具等の海底清掃を実施し、暫定水域内の漁業秩序、資源管理方策を早急に確立する必要があるため、下記事項について要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none">1 日韓両国政府の責任により積極的に両国間協議の進展を図り、竹島の領土問題の解決により排他的経済水域の境界線の画定に全力を挙げること。2 境界線が画定するまでの間、暫定水域内での漁業秩序および資源管理方策を早急に確立すること。併せて、海底清掃及び漁場交代利用について、民間での合意事項が履行されていない現状を踏まえ、国レベルで調整すること。3 我が国排他的経済水域内への越境操業に対する取締りの強化と、韓国政府に自国船の無秩序操業に対する監視取締りの強化と指導を強く要請すること。4 現在もなお、暫定水域の設定による漁場喪失や韓国漁船の投棄漁具等による漁場荒廃が続いており、これらの影響を受け厳しい経営を強いられている漁業者に対する支援について、投棄漁具の改修事業等に加え、基金化のメリットを活用した抜本的な経営救済対策を講じること。	

昨年度の提案

鳥取海区漁業調整委員会

新規要望	○新規要望
議 題	外国漁船に対する我が国漁船の安全航行、安全操業の確保について
<p>提案理由、要旨等</p> <p>日中、日韓新漁業協定により設定された暫定水域及びその周辺海域では、各国の漁船が操業をしておりますが、外国船の集中操業や危険な航行により、我が国の漁船の安全航行、安全操業が脅かされる状況となっております。</p> <p>また、暫定水域周辺海域では我が国の権限が他国の船舶に及ばないため、外国漁船との間で事故等が発生した場合、原因等について十分な検証が出来ず、責任を追及できない事案も生じています。</p> <p>暫定水域及び我が国の排他的経済水域の境界付近での事故を抑止し、安心して航行と操業が出来るよう、次の事項を要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none">1 海上保安庁巡視船や水産庁取締船の増船や、人員増により、我が国周辺海域の外国漁船の監視体制をより一層強化すること。2 外国漁船及び外国公船の位置や動向についての情報収集体制を強化し、周辺で操業する漁船に迅速に情報提供できる体制を構築すること。	

国からの回答に対する意見（案）

平成27年度要望結果に対する各海区の意見について

- I 海区漁業調整委員会制度について
日本海ブロック 該当なし

- II 沿岸漁業の秩序維持について
日本海ブロック 該当なし

- III 沿岸資源の適正な利用について
 - 3 マサバ太平洋系群の適正利用
日本海ブロック 該当なし
 - 4 カツオ資源の適正利用
日本海ブロック 該当なし

- IV 外国漁船問題等について
 - 2 漁業協定等の見直し
日本海ブロック 該当なし
 - 5 外国漁船等の避泊
日本海ブロック 該当なし

- V 海洋性レジャーとの調整等について
 - 1 遊漁と漁業の調整
日本海ブロック 該当なし

【別紙1】

平成27年度要望結果に対する各海区の意見について
平成27年度要望結果に対する各海区の意見について

IV 外国漁船問題等について

1 排他的経済水域の境界の画定

竹島の領土権の確立や中国に対する平成9年の外務大臣書簡の破棄など、近隣諸国との間の諸問題を早急に解決するとともに、排他的経済水域（EEZ）にかかる中間ラインの境界画定に向けた交渉を鋭意継続すること。

要望海区

○鳥取海区、○島根連合海区

回答の概要

[水産庁]

竹島の領有権についての我が国の立場は一貫しており、日中漁業関係についても共同委員会を通じてしっかり対応していきたい。

排他的経済水域の境界の画定については、外交当局間の交渉の進展が図られるよう外務省と十分連絡を取って行く。

[外務省]

(日韓)

排他的経済水域（EEZ）の境界画定交渉については、今後とも、国際法に従い、合意により日韓間でEEZの境界を画定すべく努めていく考えである。

(日中)

東シナ海の境界画定の問題については、日本としては地理的中间線によって境界を画定すべきという考え方で、一貫して主張している。中国側は日本側の立場を認めておらず、交渉は困難な状況であるが、中国側に主張し続けることによって将来の境界画定に繋げていきたい。また、いわゆる小渊書簡と言われる平成9年の外務大臣書簡について様々な御意見をいただいていることは、十分承知しており、重く受け止めている。

回答へのコメント

【鳥取海区（案）】

引き続き、領土問題等の解決に向け、全力を挙げて努力していただきたい。

3 暫定水域等の操業秩序確立と資源管理

- ① 日韓暫定水域、日中暫定措置水域・中間水域及び日台漁業取り決め適用水域について、国が責任を持って政府間協議等による実効性のある操業秩序を早急に確立させるとともに、各国と共同で資源回復・管理対策を講じること。
- ② 民間協議による協定が円滑に締結できるよう、強力に支援すること。
- ③ 政府間協議等において、我が国の領海及び排他的経済水域内における相手国漁船の違法な操業の現状を示し、その根絶のための監視取締体制の強化と適正な操業の指導を強く要請すること。
- ④ 日・中・韓3国による東シナ海・黄海資源管理機構（仮称）の創設に向け、関係国との協議を進め、同海域における実効ある資源管理体制を早期に確立すること。

要望海区

○但馬海区、○鳥取海区、○島根連合海区

回答の概要

[水産庁]

- ① 日韓暫定水域については、日韓漁業共同委員会で日本海の暫定水域における海底清掃事業の維持拡大の協力や、韓国漁船の違法操業を防止するため、「浜田沖」及び「隠岐北方水域」に韓国政府の漁業指導船を常時配置することなどを合意した。また、日韓暫定水域における韓国漁船の漁場占拠問題に対して漁場を日本と韓国が交代利用するための官民協議会の立ち上げも合意した。韓国側と合意した事項の適切な実施について粘り強く取り組んでいきたい。

日中暫定水域については、毎年、日中共同委員会で双方の操業隻数を定めて操業許可船名簿の交換を行っており、違反があった場合は、中国漁船に注意喚起したり、中国当局に即時通報する仕組みを構築している。

また、中間水域については、綿密な情報交換をすることになっている。

日台の取り決めについては、今年の3月に見直しを行った新たな操業ルールの適切な運用を図り、関係漁業者が安全操業できるように全力を尽くしたい。

[外務省]

(日韓)

- ① 本年の日韓漁業共同委員会において日本海暫定水域における問題については、今後、官民協議会で対応することで合意した。

(日中)

- ① 日中漁業共同委員会を含む二国間のルートを通じて、中国側に対して随時問題提起を行い、適切な対応を求めており、引き続き継続して取り組んでいきたい。

(日台)

- ① 台湾漁船による違法操業については、確認次第、交流協会を通じて台湾側に対して申し入れ等を行っている。

[水産庁]

- ② 民間協議の合意事項については、関係する水域における漁業秩序の確保に資するものと認識しており、これからも円滑に締結できるよう適切に支援していきたい。

なお、民間協議に掛かる交通費等を支援する仕組みについては引き続き堅持をしていきたい。

[外務省]

- ② (日韓)

本年の日韓漁業共同委員会において日本海暫定水域における問題については、今後、官民協議会で対応することで合意した。

[水産庁]

- ③ 韓国、中国については違法な操業に対し取締協議や会議の場で逐一指導・要請を行っている。

[外務省]

- ③ サンゴ問題については、違反船の情報があれば、すぐに中国側に通報し、国内から船を出さないような対応を求めている。今後も同様な対応を続けていきたい。

[水産庁]

- ④ 3国が連携して資源管理を推進する必要があるが、現状では、各国の資源管理の内容に大きな格差があるため、まずは2国間で漁業協定の枠組みを利用して適切な資源管理を推進する必要がある。

回答へのコメント

【鳥取海区(案)】

日韓暫定水域に関する問題は漁業者の経営を苦しめる大きな原因となっており、一日も早い漁業秩序の確立と実効性のある資源管理の達成に向け、引き続きご尽力いただきたい。

<p>4 外国漁船の取締強化と漁業者の安全確保</p> <p>① 海上保安庁及び水産庁の取締体制を一層強化し、我が国の領海及び排他的経済水域内における外国漁船の違法な操業に対し、徹底した取締りを実施すること。</p> <p>② 外国公船及び外国漁船の位置や動向を監視し、周辺で操業する漁船や関係機関に即時に情報提供できる体制を構築するなど、漁業者が危険を事前に回避し安全に操業するために必要な対策を講じること。</p> <p>③ 外国漁船等の我が国海域への避泊にあたっては、入域者に対する基本ルール遵守の徹底指導及び監視強化並びに被害防止措置の実施等により、地元漁業や環境に対する影響を最小限に留めること。</p>
<p>要望海区 「新潟海区、佐渡海区、富山海区、○石川海区、福井海区」○但馬海区、○鳥取海区、○島根連合海区</p>
<p>回答の概要（暫定版）</p> <p>[水産庁]</p> <p>① 海上保安庁とも連携しながら、<u>悪質なものについては拿捕</u>を含めた取締りをしっかりとやっていく。</p> <p>[海上保安庁]</p> <p>① 巡視船、航空機の哨戒により外国漁船の動向を早めに把握し、我が国の領海及び排他的経済水域で<u>違法操業を行うものについては厳正な取締り</u>を行っている。また、水産庁と外国漁船の取締りに係る連絡会議等を開催して、連携・協力をしながら外国船の取締りを進めていきたい。</p> <p>[水産庁]</p> <p>② 必要に応じて漁業取締船から<u>尖閣周辺水域を操業する漁船に直接連絡</u>し、安全操業の確保に努めている。さらに漁業団体、都道府県を通じて<u>個別対応の希望があれば検討</u>したい。</p> <p>[海上保安庁]</p> <p>② <u>尖閣周辺のことが中心になる</u>と思うが、<u>現場の状況については、随時情報収集しており、最寄りの石垣保安部や那覇保安部から、最新の情報を提供できる体制</u>にある。また、現場にも巡視船、航空機を配備しており、直接、情報の提供も可能である。逆に、そのような海域に行く際には、<u>あらかじめ連絡いただければ、より丁寧な対応が可能</u>である。</p> <p>[水産庁]</p> <p>③ 外国漁船の緊急避泊は台風の接近などの船舶に窮迫した危険があった場合など、やむを得ない場合のみ認めており、それ以外は、入港しないように強く指導してきた。緊急避泊をする場合も、必ず事前に通報することや廃棄物の投棄や敷設部分の損傷等が発生しないよう、引き続き外国船に対し基本的なルールの順守を要請する。</p> <p>なお、緊急避泊する外国漁船による被害等があった場合は、補助事業等の活用も可能である。</p>
<p>回答へのコメント</p> <p>【鳥取海区（案）】 我が国の漁船の安全確保のため、引き続き有効な対策の検討をお願いします。</p>

5 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保

外国漁船による違法な操業や投棄漁具等による被害の救済のため、漁場機能維持管理事業等による対策を充実、強化すること。

要望海区

○但馬海区、○鳥取海区

回答の概要

[水産庁]

平成 26 年度補正予算で韓国、中国漁船の操業対策基金事業に 26 億円を積上げており、漁場機能の維持・管理事業を実施している。今後も関係漁業者への支援は継続する必要があることから、引き続き所要額の予算措置に努めたい。

回答へのコメント

【鳥取海区（案）】

基金事業の予算確保について感謝する。今後は予算のメニューの拡充（代船建造支援等）についても検討をお願いする。

今年度の提案（案）

鳥取海区漁業調整委員会

新規要望	○継続要望
議 題	日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域における漁業秩序の確立並びに我が国漁船の安全航行、安全操業の確保について
<p>提案理由、要旨等</p> <p>新日韓漁業協定締結から15年以上経過しましたが、日韓暫定水域内では韓国漁船による無秩序操業により、水産資源の枯渇がますます懸念される状態となっております。</p> <p>また、双方の排他的経済水域での操業条件、違反操業の取締り、暫定水域における資源管理等については、継続して両国政府レベルで協議が行われ、国も暫定水域周辺における違反操業に対する取締りを強化していますが、韓国側の違反操業は依然として多発しています。</p> <p>一方、民間漁業者間での協議により、平成21年に初めて暫定水域内において日韓両国で海底清掃を実施しましたが、浜田沖及び隠岐北方の暫定水域については、平成22年以降、協議の決裂により、海底清掃は実施できていません。</p> <p>加えて、暫定水域及び我が国の排他的経済水域の境界周辺海域においては、外国漁船の危険な航行及び操業により、我が国の漁船の安全航行、安全操業が脅かされる事案も発生しています。</p> <p>日韓両国政府の責任により積極的に両国間協議の進展を図り、竹島の領土問題の解決により排他的経済水域の境界線の画定に全力を挙げて取り組んでいただくことを強く期待していますが、それまでの間の措置として、下記事項について格別の配慮を要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 暫定水域内での漁業秩序および資源管理方策を早急に確立すること。併せて、海底清掃及び漁場交代利用について、民間での合意事項が履行されていない現状を踏まえ、国レベルで調整すること。 2 我が国排他的経済水域内への越境操業に対する取締りの強化と、韓国政府に自国船の無秩序操業に対する監視取締りの強化と指導を強く要請すること。 3 我が国漁船の安全航行、安全操業を確保するため、海上保安庁や水産庁による外国漁船の監視体制を強化し、その動向について情報収集に努めること。 4 現在もなお、暫定水域の設定による漁場喪失や韓国漁船の投棄漁具等による漁場荒廃が続いており、これらの影響を受け厳しい経営を強いられている漁業者に対する支援について、投棄漁具の回収事業等に加え、抜本的な経営救済対策を講じること。 	